第８回教育委員会（定例）議事録

1　開　会

令和６年 11 月 25 日（月）　14 時 01 分

2　場　所

市役所第２庁舎３階　2-301・302 会議室

3　会議に出席した委員

教育長	丹後　政俊
委　員	西田　正志
委　員	鈴木　友美
委　員	吉良　佳晃
委　員	倉　真智子

4　会議に出席した職員

学校教育部長	酒井　寛興
こども未来部長	田中　正典
社会教育部長	小林　康弘
学校教育次長	浅田　智広
教育総務課長	山内　俊秀
学校教育課長	小嶋　拓也
学 事 課 長	荒木　敏文
教育研究所長	足立　圭吾
東部学校給食センター所長	井上　尚和
西部学校給食センター所長	仁木　秀樹
子育て企画課長	山鳥　有史
保育教育課長	山田　康弘
社会教育・文化財課長	田中　和哉
中央図書館長	田中　真紀子
市史編さん課長	小畠　理三
田園交響ホール館長	酒井　直隆
中央公民館長	竹見　朋子
学 事 課 係 長	雪岡　香那恵
教 育 総 務 課 主 査	北尾　真理奈

5　議事日程及び議案

別紙の通り

6　開会宣言

14 時 01 分

7　会　期

（自）令和６年 11 月 25 日　（至）令和６年 11 月 25 日　１日間

8　会議録署名委員名簿

吉良佳晃委員

9　閉　会

15 時 55 分

丹後教育長	日程第1、令和6年度第7回会議録の報告、承認について意見等はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員異議なしで、会議録をこのとおり承認する。
丹後教育長	日程第2、会議録署名委員は、3番吉良佳晃委員を指名する。
丹後教育長	日程第3、会期は令和6年11月25日、本日1日間とする。
丹後教育長	日程第4、議案に移る。議案第13号「令和6年度12月補正予算案を市長に提案することについて」、教育総務課に説明を求める。
山内課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	当日配付では内容を十分に確認できないので、できる限り事前に資料送付願いたい。
山内課長	財政課の査定スケジュールの関係もあり、当日配付となったことをお詫びする。今後においては、仮に議案書配布に間に合わない場合は、メール等も活用し、事前に内容を確認いただけるように努めていく。
西田委員	スクールバス管理事業における債務負担に関し、メーカー側が法規制対応により新規の受注を停止しているとのことであるが、法規制対応の具体的な内容は何か。
荒木課長	法規制対応の内容は2点あり、1点は路上走行時の排ガス試験導入への対応、2点目は衝突時等における燃料漏れ防止対応である。
西田委員	他のメーカーを含めどこの会社でも受注できない状態にあるのか。
荒木課長	車両メーカーはもう1社あるが、窓ガラスが標準でスモークガラスとなっている車両であり、置き去り防止対応の観点から外部より確認が可能な透明ガラスが推奨されているため、メーカーにガラス交換が可能か協議をしたが不可であったことから、受注停止しているメーカーのみとなった。
西田委員	放課後児童対策事業に関し、篠山児童クラブにおいて、送迎のために運転員を採用したとのことであるが、それまではどのように対応していたのか。
山鳥課長	八上小学校から篠山児童クラブまでは送迎バスを使っており、その運転は児童クラブの支援員にお世話になっていたが、特別な支援を要する子どもが入られたこともあり、その対応に支援員をできる限り配置しておきたいことから、新たに運転業務だけをしていただく方を１名配置した。
西田委員	車両はワゴン車となるのか。
山鳥課長	普通自動車のワゴン車である。
丹後教育長	議案第13号「令和6年度12月補正予算案を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。

丹後教育長	全員賛成で、議案第 13 号「令和 6 年度 12 月補正予算案を市長に提案することについて」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 14 号「丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、学校教育課に説明を求める。
浅田次長	《議案書に基づき説明》
西田委員	保護者への通知文について、事前に指摘した内容への修正反映を感謝する。今後も保護者に分かりやすい表現を使っていただくようお願いしておく。
浅田次長	引き続き分かりやすい表現に努めていく。
丹後教育長	議案第 14 号「丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 14 号「丹波篠山市立小学校、中学校、特別支援学校、幼稚園管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 15 号「令和 7 年度公立学校教職員人事異動方針について」、学校教育課に説明を求める。
小嶋課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	異動方針については非常に大事なものである中、県教委の異動方針を受けて、市の実情に合った異動方針をつくることになることから、県の異動方針については、校長会の資料での報告ではなく、参考資料として位置づけ、比較検討できるように説明いただきたい。 県の異動方針では事務職員の異動にあたって考慮する点において、「同一所属又は同一ポストに長期間滞留することから生じうる不祥事を防止し～」との記述があるが、市の異動方針ではそうした記述がない。恐らく一人職である事務職員の不正を受けて、県は厳しく対処したい意向から記述していると推測するが、このことについて事務局で議論はあったのか。また、記述しない理由があるのか。
小嶋課長	市の人事異動方針において、不祥事の部分を記載していないのは、あえて削除したのではなく、非行為の防止については他の場面でも十分に連絡していることから、従前からの変更はなく提案している。ご指摘の内容について

	は、県の人事異動方針を説明する際にしっかりと伝えていきたい。
西田委員	一歩間違えると事務職員に対する人権上の問題になりかねない中での記述であり、県の強い意志を感じる。本市においてそうした事案は発生しておらず、市の方針に入れなくてもよいが、県においてはこういう強い表現をしていることを校長会では説明されたい。
小嶋課長	不祥事が起こらないように進めていきたいのは当然のことであり、校長会にて適切に指導していきたい。
丹後教育長	議案第 15 号「令和 7 年度公立学校教職員人事異動方針について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 15 号「令和 7 年度公立学校教職員人事異動方針について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 16 号「丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び丹波篠山市立青山歴史村の共通入館料に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」、社会教育・文化財課に説明を求める。
田中課長	《議案書に基づき説明》
丹後教育長	質疑はないようですので、議案第 16 号「丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び丹波篠山市立青山歴史村の共通入館料に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 16 号丹波篠山市立歴史美術館、丹波篠山市立武家屋敷安間家史料館、篠山城大書院及び丹波篠山市立青山歴史村の共通入館料に関する条例の一部を改正する条例を市長に提案することについて」は原案どおり可決する。
丹後教育長	議案第 17 号「丹波篠山市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、中央図書館に説明を求める。
田中館長	《議案書に基づき説明》
西田委員	個人番号カードは法律上の言葉であり、やさしい行政を目指すのであれば、括弧書きでマイナンバーカードと記述する方が分かりやすいのではないか。
田中館長	市で統一での改正となっており、今回の改正を取りまとめている総務部局

	に意見を伝える。なお、カウンターに申込書とともに記入例を配置しているが、分かりやすく明記する等の対応をしていきたい。
西田委員	条文の改正は必須とは思わないが、市民に対しより分かりやすい対応をお願いしておく。
山内課長	総務部局と協議した結果、括弧書きでマイナンバーカードと記述する。
丹後教育長	議案第 17 号「丹波篠山市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」採決をする。異議はないか。
全委員	異議なし。
丹後教育長	全員賛成で、議案第 17 号「丹波篠山市図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」は原案どおり可決する。
丹後教育長	日程第 5、協議に移る。協議第 5 号「小学校の遠距離通学距離の見直しについて」、学事課に説明を求める。
荒木課長	《議案書に基づき説明》
西田委員	丹波篠山市立小学校、中学校及び特別支援学校の通学方法に関する規則の第 3 条で、学校長が必要と認めた場合は、通学方法の変更を認めると規定しており、新たにスクールバス指定地域となれば、規則別表に追加するとの記載があるが、校長がスクールバス通学を認めた場合は、別表を改正するということか。
荒木課長	資料記載内容で誤解を与えたが、校長が認めた場合の全てを規則に反映するという意味ではない。
雪岡係長	仮に現在の遠距離基準の 4 ㎞以上を 2 ㎞以上に変更するのであれば、スクールバスの対象地域も変更する必要が生じるという意味で記載している。
西田委員	通学方法の指定の中に電車は記載されていないのか。
雪岡係長	別表の通学指定一覧表の指定交通手段の欄に、電車、路線バス通学、市営バス通学、徒歩通学、自転車通を記載している。
西田委員	遠距離通学費補助金交付要綱には交通手段の記述あるのか。
荒木課長	記述はない。
西田委員	学校長が必要と認めた場合についても、この要綱には反映されないのか。
荒木課長	遠距離通学費補助金については、通学距離が 4 ㎞以上となる地域を対象としており、現在電車通学の指定している地域は 4㎞ 未満であるため、補助金の対象となっていない。
西田委員	電車通学の指定については、保護者の申し出により学校長の判断で指定変更した上で、教育委員会に諮ったということか。
荒木課長	そのとおりである。当時、学校統合の関係で通学方法の見直し手続きがあり、そのタイミングで、統合する学校以外の校長よりを規則に反映してほしいとの意見があったことから、併せて教育委員会に諮って変更されたもので

	あると認識している。
西田委員	城南小学校区の学校長判断で変更されている通学方法についても、学校長が要望すれば規則を変更できるということか。
荒木課長	城南小学校区の通学方法変更に関しては、一時的に発生している状況であると認識していることから、規則変更の対応は行っていない。
西田委員	通学方法については、これまでの経緯も踏まえた部分もあると思う。各学校において過去の色々な経緯がある中で、学校長の判断により児童の通学の安全の確保のため変更されてきた経緯がある。このため、現在の基準の 4 ㎞以上を変更することとなると、今までの変更経緯を踏まえた上での変更となるため、規則上、整合性をとることは困難であると考える。このことから、遠距離の基準を一律で基準を変更するのではなく、今までどおり法律で定められている現在の基準を基本とするのが良いと考える。 先日、城東地区の保護者から要望があったが、どちらかと言えば、通学距離ではなく夏の暑さ対策に関するものであった。
吉良委員	夏季期間の暑さに対する配慮を先に押さえつつ、個別に対応していくことが大事と思うので、一律で決めるのは違うと思う。
鈴木委員	私も一律で決めるのは難しいと思う。 夏季期間のバス運行についての基準としている距離を教示願う。
荒木課長	基準としては概ね 2.5㎞としながら、学校長の判断で多少の幅を持たせている。今回、城東地区の保護者から要望いただいた内容は、朝の登校時も例年に比べて暑さが厳しいことから、夏季期間のバス運行を登校時にも拡大してほしいとのことが主な内容であった。遠距離通学距離の見直し要望もあったが、両方とも多額の経費を要することを説明の上、難しいと回答させていただいたところである。
鈴木委員	経費を考えると見直しは難しいと考える。
倉委員	東部地域においては、夏季期間だけでなく子どもが一人で下校している状況を見ると、不審者対策等で不安に感じることもある。
丹後教育長	このような事案でも学校長が必要であると判断した場合は通学方法の変更が可能である。
西田委員	学校では、下校時間を調整することにより、一人で下校しないような対策を講じる等して、できる限りの対応を取られていると認識している。
丹後教育長	協議第 5 号、「小学校の遠距離通学距離の見直しについて」は、ここまでとする。市民等からも意見のあった「小学校の遠距離通学距離の見直しについて」は、「過去の経緯もある中、その経緯を踏まえた上で一律基準を規則に反映するのは困難であること」「多額の経費を要すること」「通学に関する個別の不安要素については、学校と家庭と連携、もしくは学校長の判断での対応が可能であること」等の意見も踏まえ、教育委員会としては、当面は「現状維持」という結論とします。

丹後教育長	日程第6、報告事項に移る。報告1「寄附採納について」、教育総務課に報告を求める。
山内課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	交通安全旗については、例年、寄贈があったと思うが、今回は別の団体か。
山内課長	例年、ご寄附いただいているのは青年会議所である。今回は別の団体から折り畳み式の交通安全旗を寄贈いただいた。
丹後教育長	報告2「後援名義の承認について」、教育総務課に報告を求める。
山内課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告3「小中学校児童生徒の問題行動等について」、学校教育課に報告を求める。
小嶋課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告4「民間通所施設（フリースクール）に関する施設認定について」、学校教育課に報告を求める。
小嶋課長	《議案書に基づき報告》
丹後教育長	報告5「令和6年度11月小・中・特別支援学校定例校長会について」、学校教育課に報告を求める。
小嶋課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	主幹教諭が未配置の学校はあるのか。
浅田次長	未配置の学校はない。
西田委員	逆に配置基準を超えて主幹教諭を配置している学校はあるのか。
浅田次長	現在、篠山養護学校のみ1名超過の4名を配置している。なお、味間小学校も4名を配置しているが、定年後の61歳の主幹教諭ということで、60歳以上の主幹教諭は定数に含めないという規定となっている。
丹後教育長	報告6「丹波篠山市中学校キャリア形成事業～夢プラン～の開催について」、学校教育課に報告を求める。
小嶋課長	《議案書に基づき報告》

西田委員	ネット配信されるのか。
小嶋課長	動画配信を予定している。
西田委員	教育委員が見に行くことは可能か。
小嶋課長	可能である。
丹後教育長	報告7「親子でワクワクフェスティバルについて」、子育て企画課に報告を求める。
山鳥課長	《議案書に基づき報告》
鈴木委員	今回が初の取組であったと思うが、今後の展開について教示願う。
山鳥課長	第2回目の開催に向けて来年度も予算要求している。
丹後教育長	私も現場を見たが、親子の触れ合いや子育て中の同世代が集まることで本音を話すことができる等の安心感にもつながること、多くの団体間で交流もできたこと等、良い取組となったと感じている。
丹後教育長	報告8「第45回丹波篠山ＡＢＣマラソンエントリー期間延長について」、社会教育・文化財課に報告を求める。
田中課長	《議案書に基づき報告》
西田委員	ラジオ放送やネット配信等で改善の取り組みを見ることも多かったが、これまでに報告はあったのか。実行委員会組織での運営であるが、改善されたことについては、随時報告いただきたい。なお、大会の要項が決まったのはいつか。
田中課長	今大会の概要については、実行委員会での協議を経て、6月の定例教育委員会で報告させていただいた。以降8月19日から市民優先で募集を開始したが、定員に達しないこともありエントリー期間を延長することとした。今後、新しい取り組みや情報については、随時提供させていただく。
西田委員	今回、スポンサーになっていただいた株式会社ＰＬＬＩＡＲとは、どのような会社か。
田中課長	朝日放送が交渉され、特別協賛いただいた企業で、大阪に本社、三田市に工場がある。
吉良委員	リレーマラソンにエントリーしたので、また感想をお伝えする。
丹後教育長	報告9「教育長報告」について報告する。 前回の定例教育委員会以降のスケジュールについては27～29頁に記載している。土日を中心に多くの文化やスポーツの行事等に参加した。こうした行事については、企画運営されている皆さんの努力により実施されていることを改めて感じるとともに、そうした行事によって市民や市が活気づいてい

	ることを感じた。 　次に、11 月の校長会では、「認知症」について話をした。学校と直接の関係はないように思われるかもしれないが、そうではないと思っている。丹波篠山市認知症フォーラムで、若年性認知症にかかられた人の実話に基づく「オレンジ・ランプ」という映画を見た。認知症については、年をとれば誰にでも起こる可能性があり、自分の家でも起こり得るものである。だからこそ、認知症について正しく理解し、本人や家族の不安な思いを少なくし、認知症になっても笑顔で暮らせるまちづくりを進めることが大事であることを伝えた。「認知症になったら何もわからなくなる」という先入観を持たずに、家族や地域の人、周りの人は必要以上に「してあげる」と言って、本人のできること奪ってしまうのではなく、認知症になっても、その人ができること、したいことを尊重することで、笑顔で暮らせるまちづくりが進められることにつながるということを改めて話した。 　学校現場においても、管理職として部下に任せきれないとの不安がある場合もあるかもしれないが、そういう人にもできること、得意分野もある。不安であるから全てを遠ざけてしまうのではなく、その人ができること、したいことを尊重した学校づくりに向け、本人のやる気を大事にした学校運営をしていこうとの話をした。 　以上で、本日の審議は全て終了する。 　これをもって、第 8 回定例教育委員会を終了する。